

議案第 67 号

松阪市公民館条例の一部改正について

松阪市公民館条例（平成 17 年松阪市条例第 247 号）の一部を次のように改正する。

令和 5 年 6 月 15 日 提出

松阪市長 竹 上 真 人

松阪市公民館条例の一部を改正する条例

松阪市公民館条例（平成 17 年松阪市条例第 247 号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 その 1 松阪市松阪公民館の表を次のように改める。

使用区分	使用時間	使用料			
		講座室 和室 創作室	調理室	ホール	摘要
午前	午前 9 時から 正午まで	1,870 円	2,230 円	4,020 円	倉庫を使用する 場合は、月額 490 円（1 m ² 当たり） を徴収する。
午後	午後 1 時から 午後 5 時まで	2,180 円	2,660 円	5,050 円	
夜間	午後 6 時から 午後 9 時まで	1,870 円	2,230 円	4,020 円	

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。